

定 款

(令和4年6月28日 改正)

日本シイエムケイ株式会社

日本シイエムケイ株式会社定款

第 1 章 総 則

商 号	第 1 条 当会社は 日本シイエムケイ株式会社 と称し、英文では CMK CORPORATION と表示する。
目 的	第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) プリント配線板の製造販売 (2) 電子デバイスの製造販売 (3) 工作機械の製造販売 (4) 工業用、家庭用の電気、電子部品およびその原材料の販売 (5) 貨物自動車運送事業 (6) 倉庫業 (7) 金銭債権買取業務およびその総合管理 (8) 総合リース業 (9) 有価証券の取得および保有ならびに売買 (10) 損害保険代理業務および生命保険の募集に関する業務 (11) 建物保守管理事業 (12) 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理 (13) 労働者派遣業 (14) 印刷業 (15) セラミックス製品の製造販売 (16) 再生可能エネルギー等による発電および電気の供給、販売 (17) 上記各号に附帯する一切の業務
本店所在地	第 3 条 当会社は本店を東京都新宿区に置く。
機 関	第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人
公 告 方 法	第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

発行可能株式総数	第 6 条	当会社の発行可能株式総数は 2 億 2 千 7 百 92 万 2 千株とする。
自己の株式の取得	第 7 条	当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。
単元株式数	第 8 条	当会社の単元株式数は、100 株とする。
単元未満株式についての権利	第 9 条	当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利
単元未満株式の買増し	第 10 条	当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数とあわせて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
株主名簿管理人	第 11 条	当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
株式取扱規程	第 12 条	当会社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。

第 3 章 株 主 総 会

招 集	第 13 条	当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
定時株主総会の基準日	第 14 条	当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

招 集 権 者 お よ び 議 長	第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
電子提供措置等	第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
決議の方法	第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
議 決 権 の 代 理 行 使	第18条 株主は、当社の議決権ある他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 前項の場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

員 数 選 任 方 法	第19条 当社の取締役は10名以内とする。 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
任 期	第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
代表取締役および 役 付 取 締 役	第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
取締役会の招集 権者および議長	第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

**取締役会の
招 集 通 知**

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

**取締役会の
決議の省略**

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役会規程

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

報 酬 等

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「取締役会規程」による。

**取 締 役 の
責 任 免 除**

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

**員 数
選 任 方 法**

第29条 当社の監査役は4名以内とする。

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

任 期

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

常勤監査役

第32条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

**監査役会の
招 集 通 知**

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

監査役会規程

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める「監査役会規程」による。

**報 酬 等
監 査 役 の
責 任 免 除**

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 6 章 計 算

事 業 年 度

第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

剰余金の配当

第38条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

**配 当 金 の
除 斥 期 間**

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。